法第１２条（定期報告）

公社等の所有する昇降機の定期検査報告

地方住宅供給公社等のように、その設立根拠法令により法第１８条の適用について国、都道府県又は建築主事を置く市町村とみなされる者が所有する昇降機等については、法第１２条第３項の規定による昇降機等の定期検査及び報告の義務がある。（法第１２条に関してはみなし規定はない。）